

平成26事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分にに関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査室、業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 機構の業務が法令等に従い適正に実施されているかどうか、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施されているものと認められるところであるが、平成26年度の業務実績を踏まえ、下記に留意し、一層効果的かつ効率的な業務を実施されたい。

(1) 地方組織の一元化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、法人としての統合効果を一層発揮し、効果的・効率的な組織体制を構築するため、地方組織の一元化に取組み、定められた期限までに必要な措置を完了することができた。

今後の支部各課の円滑な業務運営については、本部の関係各部が情報共有や意思疎通を十分に図った上で、協力して適切に指導していくことが望まれるとともに、支部においては、新たな業務や増大する業務に対応しなければならないため、効率的な業務処理に努め、支部化に伴い生じた課題があれば、本部と施設が一体となって、すみやかに解決に取り組むことが必要である。

(2) 業績評価及び次期中期目標期間に向けた検討

平成26年度の業務実績については、すべての事業において年度計画で定めた目標を達成している。

通則法の一部改正に伴い、今後は、厚生労働大臣自らが業績評価を行うこととなり、改正通則法に基づき策定された「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)において、現行中期目標期間における当機構の業務及び組織全般にわたる評価結果を次期中期目標期間における目標設定や予算要求等に反映させることが明記されたことから、今後も引き続き確実な目標達成が重要である。

また、次期中期目標に向け、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を参照しながら、厚生労働省と十分に意思疎通を図っていく必要がある。

(3) 高年齢者雇用アドバイザーによる効果的な相談・援助の強化

平成25年4月に施行された高年齢者雇用安定法の改正により、高年齢者雇用確保措置実施済み企業の割合は大きく進展したが、引き続き人事管理制度や賃金・退職金制度の整備等の課題があり、さらには65歳以上の高年齢者の雇用管理や環境整備等に対応するための相談・援助も求められているところである。事業主へのアンケート調査結果も踏まえつつ、アドバイザーの真に求められる役割を十分に検討し、更なる効果的な相談・援助が必要である。

(4) 地域障害者職業センターの存在感のアップ

今日、障害者就業・生活支援センター等、障害者就業支援を行う関係機関が全国に多数展開されている状況において、今後は、他機関の就業支援とのさらに明確な棲み分けを進めていくことを検討し、地域障害者職業センターでなければ実施できない分野の対応やサービス提供による役割の確立に重点を置き、より一層地域障害者職業センターの存在感を高めていくことが求められる。

(5) 嘱託職員を含めた一体感のある業務の遂行

機構には約2,800名の嘱託職員が在籍しており、ほぼすべての部署・施設に配置されている。日常の業務実施に当たっては、管理職員からの伝達事項が全ての嘱託職員にも伝わるための仕組みを作るとともに、嘱託職員の意見・情報をくみ取る手段を確保し、日頃のコミュニケーションに努め、一体感を醸成した上で業務遂行することが望ましい。

2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

(1) コンプライアンス及びリスク管理

コンプライアンスの更なる推進を図るため、「平成26年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構コンプライアンス推進計画」の策定、「コンプライアンス推進委員会」の開催、コンプライアンス研修、公益通報制度（J E E Dホットライン）の周知、ハラスメントの防止に関する指針及び苦情相談体制の周知、ハラスメントに関する研修等を実施している。

また、「コンプライアンス認識度調査」を全役職員に対して実施し、役職員のコンプライアンス意識、コンプライアンスに関する浸透状況把握を行っているところであるが、同調査の回答率を見ると平成25年度を上回ったものの、まだ低調であることから、同調査への回答の義務化を検討する等、調査方法の見直しを図るとともに、コンプライアンス研修後の効果的なフォローアップの実施等、組織全体としてコンプライアンス意識の向上と浸透への更なる取組みが必要である。

個人情報の漏えいリスク及びハラスメントのリスクについては、リスク要因の洗い出しや管理の徹底等について従来から繰り返し周知してきたところであるが、個人情報の漏えいに関しては、平成26年度は平成25年度よりも増加しており、ハラスメント事案も依然として発生している状況にある。個人情報漏えいやハラスメントのリスクは誰もが当事者となるおそれがあることから、職員一人ひとりがリスクについて再認識するため、継続的なコンプライアンス及びリスク管理の取組みを実施することが重要である。

(2) 情報システム管理

情報セキュリティ対策として、情報セキュリティポリシーの見直し、情報セキュリティ講習、情報システムにおける情報管理状況の点検等を実施している。

また、危険性の高いWebブラウザに対する対応や、電子メールの添付ファイルの取り扱いに係る留意事項についての通知発出等も実施したところである。

なお、昨今、特定の組織を狙った標的型サイバー攻撃が発生しており、当機構においては基幹ネットワーク機器による監視やセキュリティパッチの適応等、技術的な対策を行っているものの、膨大な種類のウィルス全てを防ぐことは困難である。

標的型サイバー攻撃は特殊な事例ではなく、日常的に行われている脅威であるこ

とを職員一人ひとりが認識することが重要であり、注意喚起は従来から実施されているところではあるが、引き続き繰り返し呼びかけていく必要がある。

(3) 広報活動・情報開示

広報戦略会議において策定した「平成26年度広報活動方針」に基づき、機構本部において「広報実施計画」を策定するとともに、全ての都道府県において合同広報委員会を設置し、同一都道府県内の各施設の一体的な広報に取り組んだ。また、平成27年4月1日からの地方組織の一元化に合わせ、各都道府県支部のホームページ開設に取り組んだ。平成27年度はコンテンツ管理システムの導入により、支部等においてホームページの更新作業を行うこととする予定であることから、更なる迅速かつ効果的な情報提供を期待したい。

情報開示では、法律等で義務付けられている機構の財務状況、業務報告等はホームページによりもれなく開示されている。

(4) 債権管理

機構全体の債権管理については経理部が主体となり、債権管理連絡会議を年2回開催し、各部が所掌する債権管理状況を横断的に把握している。

今後も適切な債権管理事務の実施により債権の管理、回収の取組みを工夫しつつ継続することが必要である。

3 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等、過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況・理事長の報酬水準の妥当性

人事給与制度の見直しにより、平成25年度から、事務職については国と同じ俸給表（行政職俸給表（一））を適用することとし、諸手当についても職業訓練指導員手当の廃止等、国と同じ制度としたため、ラスパイレス指数は年齢勘案で平成24年度101.9ポイント、平成25年度101.3ポイント、平成26年度102.2ポ

イントとなっていることから、給与水準は国家公務員と同等であると認められる。

また、理事長の報酬水準については、国の指定職俸給表の適用者の報酬と比較考慮した上で決定されており、国の事務次官の報酬と比較しても大きく下回っていることから、報酬水準は適正であると認められる。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

(1) 平成26年度においては、以下の取組みを実施し、「随意契約等見直し計画」に基づく競争性のある契約への移行及び一者応札・一者応募（以下「一者応札等」という。）の改善に努めた。

① 随意契約の適正化のため、本部調達要求部課及び各施設による経理部契約第一課あての随意契約協議書により協議を行い、同課の承認が得られなければ随意契約が出来ない仕組みに取組んだ。

② 一者応札等の改善のため、入札説明書を受領したが応札しなかった事業者から、応札に至らなかった理由を聴取し、「一者応札・応募案件に係る要因分析・改善措置調書」により一者応札等となった要因を把握・分析し、次回調達時のための改善措置立案を策定した。

③ 各施設が調達手続きを行う前に、随意契約の見直し及び一者応札等の改善に関する項目を取りまとめた「調達手続に係る点検シート」により自ら点検を行い、入札・契約手続運営委員会による審議を経て調達を実施することにより、競争性及び透明性の確保に努めた。

以上の結果、平成26年度における競争性のない随意契約の件数は395件、金額は39.8億円となり、平成25年度から件数（▲45件）、金額（▲0.8億円）のいずれも減少した。

また、平成26年度における一者応札となった契約の件数は244件、金額は30.7億円となり、これも平成25年度から件数（▲102件）、金額（▲7.9億円）のいずれも減少した。

(2) 契約監視委員会における審議状況

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約監視委員会」を平成26年8月～9月及び平成27年2月に開催し、調達案件について審議及び報告を行った結果、各委員から「機構の取組は適切である」旨の評価を得た。

審議における議事概要は機構ホームページに公開している。

3 保有資産の見直し

(1) 職業能力開発総合大学校（旧相模原キャンパス）の敷地等については、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、売却、国庫納付に向けて、地方公共団体等との調整を進めている。

- (2) 職業能力開発施設の敷地処分については、「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年4月12日）における保有資産の処分の方針に基づき処分を進めているところであり、平成26年度は8施設に係る入札公告または地方公共団体との随意契約協議を行い、3件の処分が完了した。
- (3) 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、廃止等の措置を講じているところであり、平成26年度は75宿舎の入札公告を行い、42宿舎の処分が完了した。
- (4) 雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3カ年計画」（平成19年6月22日閣議決定）に基づき譲渡・売却を進めているところであり、平成26年度は43住宅について譲渡・売却を行った。

平成27年6月18日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

監事

有澤 千枝 

監事（非常勤）

石塚 雅範 

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 6 月 18 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

理事長 小 林 利 治 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 祐

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田島 祥朗

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 祐

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、障害者雇用納付金勘定、職業能力開発勘定、認定特定求職者職業訓練勘定及び宿舍等勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第 9 期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第 8 期事業年度の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任
独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第 8 期を除く各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上